

埼玉県産業廃棄物処理業 3 S 運動優秀賞等表彰実施要綱

(趣 旨)

第 1 条 産業廃棄物処理業のイメージアップ運動である 3 S 運動を積極的に行う県内の事業者を表彰することにより、業界のイメージアップのムーブメントを創出することを目的とします。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰の種類は、次の各号のとおりとします。

- (1) 埼玉県産業廃棄物処理業 3 S 運動優秀賞（以下「優秀賞」という。）
- (2) 埼玉県産業廃棄物処理業 3 S 運動トップランナー賞（以下「トップランナー賞」という。）

(受賞対象者)

第 3 条 優秀賞の各部門（スマイル賞・セイケツ賞・スタイル賞）の受賞対象者は、3 S 運動の取組によって業界のイメージアップに貢献した埼玉県の産業廃棄物処理業の許可を受けている産業廃棄物処理業者とします。

また、各部門が対象とする取組は次のとおりとします。

- (1) スマイル賞：笑顔で声を掛け合う明るい環境づくりに係る取組
 - (2) セイケツ賞：きれいに整備された職場づくりや地域環境保全に寄与する取組
 - (3) スタイル賞：身だしなみに限らず、産業廃棄物処理業のイメージアップに繋がるビジネススタイルの変革に係る取組
- 2 トップランナー賞の受賞対象者は、優秀賞各部門の最優秀賞を受賞した後も 3 S 運動を継続・発展させ、環境に関する社会貢献（リサイクル推進・エネルギー削減・地域住民への環境教育等）及び 3 S 運動の普及啓発を積極的に行っている事業者とします。

(募集)

第 4 条 優秀賞及びトップランナー賞の募集は、年 1 回行います。

- 2 優秀賞の応募は、自薦・他薦を問いません。
- 3 優秀賞については、過去に最優秀賞を受賞した事業者は、同じ部門賞に応募することはできません。
- 4 トップランナー賞の応募は、自薦のみとします。
- 5 トップランナー賞については、過去に同賞を受賞した事業者は、受賞後 5 年以内は再度応募することはできません。

(審査)

第 5 条 表彰の審査は次の各号のとおりとします。

- (1) 優秀賞については、3 S 運動推進協議会が、活動内容の独創性、継続性、社員の参加度等を勘案し審査します。
- (2) トップランナー賞については、3 S 運動推進協議会が、取組の継続性、発展性、社

会貢献活動及び情報発信力等を勘案し審査します。

- 2 審査に当たっては、必要に応じてヒアリングを行うものとします。
- 3 3 S運動推進協議会での審査内容は、非公開とします。

(受賞者の決定)

第6条 優秀賞及びトップランナー賞の受賞者は、書面審査及び3 S運動推進協議会の審査を経て、埼玉県が決定します。

- 2 表彰は、表彰状を授与し、副賞を添えることができるものとします。
- 3 受賞事業者数は、次の各号のとおりとします。

(1) 優秀賞

ア 最優秀賞 各部門1事業者

イ 奨励賞 業界のイメージアップに関し顕著な活動が認められる事業者 若干

ウ 特別賞 今後の活躍が大いに期待できる事業者 若干

エ 新人賞 特別賞に該当する事業者のうち、過去に優秀賞への応募が
無く、かつ、特に顕著な活動が認められる事業者 1事業者

なお、イ、ウ並びにエの各賞は該当する事業者がいる場合に、表彰することができるものとします。

(2) トップランナー賞 1事業者

(その他)

第7条 表彰の実施に係る庶務は、埼玉県環境部産業廃棄物指導課が行います。

- 2 この要綱に定めるもののほか、表彰実施に関し必要な事項は、別に定めるとおりとします。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成29年5月18日から施行します。

附 則

この要綱は、令和元年7月25日から施行します。

附 則

この要綱は、令和3年7月30日から施行します。

附 則

この要綱は、令和4年8月9日から施行します。

附 則

この要綱は、令和8年3月16日から施行します。